



平成 5年 1月29日

日本税理士会連合会
会長 片岡 輝 昭 殿

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン 303号
TEL 03-3354-4162
会長 益子 良一

申 入 書

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平成4年12月2日、日税連商法対策特別委員会から提案されました、中小会社の計算の適正を担保するための「外部監査」に関する検討表、について申し入れさせていただきます。

1. 平成3年3月27日理事会決議に、「税理士制度の本質に影響を与えない」とありますが、納税者の代理人として納税者の権利を擁護し、適正な納税義務の実現を計ることが税理士制度の本質であるならば、独立した第三者的立場を要求される「外部監査」を税理士が行うことは、税理士制度の本質自体を変更又は、否定することに繋る可能性があると思われる。
2. 被監査会社の立場にたてば、内部機構の整備（内部統制組織）、監査費用等の負担公開に伴う取引先からの圧迫等々、過重な負担を強制されることになる恐れがある。
3. 中小会社監査人の責任については明確にされていないが、この制度の社会的有用性を高めることは、同時に責任を増幅させることに繋がり、結果的に、正規の監査に近づかざるを得ないことに成りかねない。
また、「税務検証手続」の延長線上に中小会社監査を位置づけていることは、税理士登録をした公認会計士、あるいは監査法人の職域拡大に有利に作用し、税理士の職域拡大に繋がることにはならないように思われる。

このように、検討表に提案された「中小会社監査」は、昭和61年11月4日理事会決議の4条件に準拠しているとは言い難く、税理士制度そのものを崩壊に導く恐れがあると思われます。また、この「検討表」の内容は「外部監査」の導入を前提としたかのようであり、さらに、各税理士会からの回答期限が2月末日までと、審議期間もほとんど設けられておりません。

したがって当連盟としましては、今回の「外部監査」の提案に対して反対の意見表明をするとともに、貴会におかれましても、この提案を撤回していただきたくお願い申し上げます。

以上